

職員の配偶者同行休業に関する条例（案）概要

1 趣旨

職員の配偶者同行休業（職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業）に関し必要な事項を定める。

2 申請

職員は、配偶者同行休業の期間及び外国に滞在する事由を明らかにして申請しなければならない。

3 承認

任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる。

4 期間

3年を超えない範囲内の期間

当初の承認期間と合わせて3年を超えない範囲内で、1回に限り期間の延長が可能

5 対象事由

職員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が6月以上にわたり次に掲げる事由により外国に住所等を定めて滞在することが見込まれる場合

外国での勤務

事業の経営など個人が外国で行う職業上の活動

外国の大学等における修学

から までに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

6 承認の取消し

配偶者と生活を共にしなくなったことその他次に掲げる事由に該当すると認めるときは、配偶者同行休業の承認を取り消す。

配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は上記5の事由に該当しないこととなったとき。

職員が妊娠出産休暇を取得したとき。

職員が育児休業を取得したとき。

7 施行期日

公布の日